

**令和7年度 大切畠地区単県農地等災害復旧事業第95号業務委託
(大切畠ダム(ため池)災害復旧事業 技術検討委員会運営業務) 特記仕様書**

| | |
|-----------------------------------|--|
| 第1章 総則 (適用範囲) 第1－1条 | <p>本業務は、契約書裏面に記載の条項によるほか、本特記仕様書によるものとする。</p> |
| (目的) 第1－2条 | <p>本業務は、熊本県で造成する大切畠ダム(ため池)について、客観的・専門的視点から適切かつ安全な試験湛水計画の検討などを行うため、大学研究者等の学識経験者により構成される「大切畠ダム(ため池)技術検討委員会(以下、委員会という。)」並びに委員長個別打合せを運営し、結果をとりまとめるものである。</p> |
| (業務位置) 第1－3条 | <p>本業務において対象とする農業用ダムの位置は、以下のとおりである。</p> <p>大切畠ダム(ため池) 熊本県阿蘇郡西原村大字小森</p> |
| (履行期間) 第1－4条 | <p>令和8年2月24日(火)から令和8年10月30日(金)までとする。</p> |
| (業務計画書) 第1－5条 | <p>受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、これを変更する場合も同様とする。</p> |
| (安全管理) 第1－6条 | <p>業務期間中は、労働安全衛生法関係諸法規に基づき、安全確保と併せて、業務の円滑な推進に努めなければならない。</p> |
| (監督職員) 第1－7条 | <p>本業務では、監督職員として以下の者を配置する。</p> <p>業務上の打合せ、協議については監督職員に対し適切に実施すること。</p> <p>熊本県農林水産部大切畠ダム復興事務所ダム復興課</p> |

| | <p>総括監督員　主任技師　穴井良久 主任監督員　主任技師　長山雅希</p> | | | | | | |
|--------------------------------|---|------------|-----|-----|--------------------------|--------------|---|
| (管理技術者) 第1－8条 | <p>本業務では、管理技術者を配置する。</p> | | | | | | |
| (管理技術者資格) 第1－9条 | <p>管理技術者は、技術士（農業部門）またはこれと同等の能力及び経験を有する技術者でなければならない。 なお、同等の能力及び経験を有する技術者とは「業務内容に応じた民間資格を有する者（（社）土地改良測量設計技術協会に登録された農業土木技術管理士、（社）建設コンサルタント協会に登録されたシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門））または大学卒13年（短大卒15年、高校卒17年）以上相当の能力と経験を有する者」でなければならない。</p> | | | | | | |
| 第2章 実施内容 (作業項目・数量) 第2－1条 | <p>本業務は、委員会及び委員長個別打合せを運営し、結果のとりまとめを行うものである。 なお、審議内容、委員の構成及び開催時期については、次のとおりを想定している。</p> <p>【委員会において審議する主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験湛水について ② 地質及び地下水状況について ③ その他委員会の目的を達成するために必要な事項について <p>（1）委員の構成及び選定</p> <p>以下の委員構成を想定しているため、適切な委員の選定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員数（計5名程度）</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>ダムの専門技術を有する大学教授等又は同等以上の者</td> </tr> <tr> <td>委員 (4名程度)</td> <td>ダムの専門技術を有する大学准教授等以上又は研究所等の主任研究員以上又は同等以上の者</td> </tr> </tbody> </table> | 委員数（計5名程度） | 役職等 | 委員長 | ダムの専門技術を有する大学教授等又は同等以上の者 | 委員 (4名程度) | ダムの専門技術を有する大学准教授等以上又は研究所等の主任研究員以上又は同等以上の者 |
| 委員数（計5名程度） | 役職等 | | | | | | |
| 委員長 | ダムの専門技術を有する大学教授等又は同等以上の者 | | | | | | |
| 委員 (4名程度) | ダムの専門技術を有する大学准教授等以上又は研究所等の主任研究員以上又は同等以上の者 | | | | | | |

| | <p>(2) 委員会（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th><th>委員会開催予定時期</th><th>開催地</th><th>審議内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和8年9月下旬</td><td>大切畠</td><td>①②③</td></tr> </tbody> </table> <p>開催場所は、室内検討会は熊本市、現地検討会は大切畠ダムとする。</p> <p>なお、委員会における会議室・バス借り上げ等の手配並びに必要経費も本業務に含むものとする。</p> <p>(3) 委員長個別打合せ（予定）</p> <p>委員会の円滑な運営に資するため、以下のとおり委員長との個別打合せを予定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th><th>個別打合せ時期</th><th>開催地</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和8年4月下旬</td><td>東京都</td><td>第1回委員会 事前打合せ</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>令和8年9月上旬</td><td>東京都</td><td>第2回委員会 事前打合せ</td></tr> </tbody> </table> | | | | 回数 | 委員会開催予定時期 | 開催地 | 審議内容 | 第1回 | 令和8年9月下旬 | 大切畠 | ①②③ | 回数 | 個別打合せ時期 | 開催地 | 内容 | 第1回 | 令和8年4月下旬 | 東京都 | 第1回委員会 事前打合せ | 第2回 | 令和8年9月上旬 | 東京都 | 第2回委員会 事前打合せ |
|-----------------|---|-----|-----------------|--|----|-----------|-----|------|-----|----------|-----|-----|----|---------|-----|----|-----|----------|-----|-----------------|-----|----------|-----|-----------------|
| 回数 | 委員会開催予定時期 | 開催地 | 審議内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回 | 令和8年9月下旬 | 大切畠 | ①②③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 個別打合せ時期 | 開催地 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回 | 令和8年4月下旬 | 東京都 | 第1回委員会 事前打合せ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | 令和8年9月上旬 | 東京都 | 第2回委員会 事前打合せ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (業務内容) 第2－2条 | <p>目的達成のため作業内容については、以下を想定している。</p> <p>(1) 委員の選定及び委嘱</p> <p>(2) 委員会及び委員長個別打合せの日程調整</p> <p>(3) 会議室等の手配</p> <p>委員会（現地調査含む）開催のための会議室等の手配を行う。</p> <p>(4) 委員会の企画及び運営</p> <p>(5) 議事録の作成</p> <p>委員会（現地調査含む）、委員長個別打合せ毎に議事録を作成する。</p> <p>(6) 報告書の作成</p> <p>委員会及び委員長個別打合せの検討結果を整理し、議事録及び検討資料を含めた報告書を作成する。</p> <p>なお、委員会の検討結果については、委員長等の確認を受けるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (関連業務) 第2－3条 | 本業務と関連する他業務とは、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。 なお、本業務と関連する他業務は契約後に示す。 | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----|-----------|-----|---------|-----|-----------|
| 第3章 打合せ (打合せ) 第3－1条 | 打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行う。 <table border="1" data-bbox="520 631 1117 795"> <thead> <tr> <th>回 数</th><th>打 合 せ 時 期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>作業着手の段階</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>報告書原稿作成段階</td></tr> </tbody> </table> | 回 数 | 打 合 せ 時 期 | 第1回 | 作業着手の段階 | 第2回 | 報告書原稿作成段階 |
| 回 数 | 打 合 せ 時 期 | | | | | | |
| 第1回 | 作業着手の段階 | | | | | | |
| 第2回 | 報告書原稿作成段階 | | | | | | |
| 第4章 成果物 (成果物) 第4－1条 | 提出すべき成果物及び部数は、次のとおりである。 <p>(1) 報告書 A4版（チューブファイル綴） 1部（原稿・関係書類等） A4版（製本） 1部</p> <p>(2) 電子データ（CD-R） 2部（正・副）</p> | | | | | | |
| (電子納品) 第4－2条 | (1) 本業務は、電子納品対象適用外とする。 (2) 電子納品は、電子媒体（CD-R）で2部提出する。 (3) 電子納品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。 (4) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議のうえ、決定する。 | | | | | | |
| (提出先) 第4－3条 | 成果物の提出先は、次のとおりとする。 熊本県阿蘇郡西原村小森 2057-20 熊本県農林水産部大切畑ダム復興事務所 | | | | | | |
| 第5章 契約変更 (契約変更) 第5－1条 | 契約変更に関する協議事項は、次のとおりである。 | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(1) 「作業項目・数量」に著しい変更が生じた場合。</p> <p>(2) 「打合せ」に著しい変更が生じた場合。</p> <p>(3) 「成果物」に著しい変更が生じた場合。</p> <p>(4) 履行期間の変更が生じた場合。</p> <p>(5) その他（監督職員と協議による）</p> |
| <p>第6章 その他 (暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)</p> <p>第6－1条</p> | <p>受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を報告するとともに、警察に届け出なければならない。</p> <p>また、協力者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。</p> |
| <p>(個人情報取扱い)</p> <p>第6－2条</p> | <p>(基本的事項)</p> <p>受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>受注者は、この契約による委託業務について知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>受注者は、この契約による委託業務を行うために個人情報を収集するときは、その委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>(適正管理)</p> <p>受注者は、この契約による委託業務について知ることのできた個人</p> |

情報の漏えい、滅失及び破損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による委託業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

受注者は、この契約による委託業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

受注者は、この契約による委託業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返却等)

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

受注者は、この契約による委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

受注者は、この契約に違反する事態が生じ又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第7章 定めなき
事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特記仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施に当たり疑義
が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。